

広報そうか「ミニ情報」「会員募集」掲載基準

広報そうか「ミニ情報」及び「会員募集」は、公共施設の利用促進を図り、また市民団体、サークル等（以下「団体」という）が行う生涯学習活動等の普及及び支援を目的として、団体からの依頼情報を掲載するものです。

当該情報の掲載に当たっては、市報としての公共性を保ち、主催者と参加者間のトラブルを避けるため、次のとおり基準を設けます。

1 掲載の要件

(1) 「ミニ情報」及び「会員募集」に掲載できる情報は、次のア～オのすべてに該当する場合とします。ただし、その内容に公共性及び公益性があり、市長室長が特に必要と認めたものは掲載するものとします。

ア. 草加市民3人以上で構成する団体

草加市内に住民登録をしている者3人以上で構成する団体とします。企業、事業者等の依頼は受け付けません。また、政治的、宗教的、営利的な依頼も同様の扱いとします。

※ 団体という以上、構成員は少なくとも3人以上とします。2人はペアであり、団体とはみなしません。

イ. 継続的に活動している団体

6カ月以上の安定した活動実績を持つ団体とします。

※ 団体創設のための会員募集等は、会費・活動場所・活動時間等の要素が不安定で、参加希望者が困惑する場面が過去に見受けられたため掲載しません。

ウ. 活動拠点が市内にある団体

活動拠点が草加市内にある団体とします。活動拠点が市外にある団体は、掲載しません。

※ 草加市報で掲載枠にも限りがある以上、市外の団体のPRは行いません。

エ. 会場が市内にある公共施設であること

会場が市内にある公共施設とします。ただし、自然観察やボーイスカウトなど、活動内容やその目的を、市の公共施設では達成できない場合には、本項は適用しません。

※ 掲載目的の一つに、「公共施設の利用促進を図ること」とある以上、民間施設等で行うものは掲載しません。

オ. 活動内容が、市民の誰もが参加できる健全な活動であること。

※ 同窓会や一部地域住民等を対象とした活動等、参加対象者が特定されるものは掲載しません。

(2) 「ミニ情報」の参加費用の制限

「ミニ情報」の掲載は、自分たちの活動を広く周知し、団体への参加者や理解者を増やす目的のものに限定します。参加費用は、会場使用料・材料費・資料代等最低限の実費に限定します。不明瞭な費用が含まれるときは、その費用が必要不可欠である合理的理由を依頼者自

らが説明できないときは掲載しません。

なお、参加費用が1,000円を超える催しは、その都度、費用明細の内訳を提出し、必要最低限の経費であることを説明できなければ掲載しません。

2 掲載依頼の方法・注意事項

(1) 掲載の申込み

ア. 所定の「掲載依頼書」を広報課に直接・郵送・FAX・「埼玉縣市町村電子申請・届出サービス」で提出してください。ミニ情報において参加費用が1,000円を超える場合は、「参加費用明細書」を併せて提出してください。

なお、初掲載の場合には、その内容が本基準に適合するか確認しますので、会員名簿、活動内容がわかる書類を広報課へ直接持参してください（ただし、町会・自治会、体育協会、文化団体連合会、社会教育団体、市民活動団体等で、市や外郭団体に加盟や登録している団体は除きます。これに該当する団体は、広報課へ申し出てください）。

イ. 「ミニ情報」は掲載希望月の1カ月前までに「掲載依頼書」を提出してください（広報課必着）。「会員募集」については随時、受け付けます。「会員募集」は6カ月以上の間隔で受付順に掲載します。なお、掲載日を指定することはできません。

(2) 注意事項

ア. 連絡先は、原則として団体の会員で、問合せに応じられる市内在住の個人とします。

イ. メールアドレスやホームページアドレスは原則掲載しません。また、連絡時間帯が「夜間のみ」等の条件については、掲載できません。

ウ. 広報そうかは、行政情報の掲載を優先しています。行政情報が多い場合は、「ミニ情報」の掲載スペースが限られるため、掲載依頼が多数の場合は、公平性を保つため抽選で決定します。このため、掲載できない場合があります。

エ. 文字の表記並びに掲載場所は広報課の基準によります。

オ. 原則として「ミニ情報」の校正は行いません。「掲載依頼書」の記載内容に変更があった場合は、速やかに広報課にご連絡ください。なお、連絡の時期によっては修正をお受けできない場合があります。

カ. 紙面の都合により、掲載内容の縮小や次号以降に先送りする場合があります。

附則 本基準は平成27年4月1日以降に掲載依頼のあったものに適用します。

(令和6年4月5日 一部改定)